

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成25年11月5日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

伏見地区土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

伏見区御駕籠町の一部、下板橋町の一部、紺屋町の一部、風呂屋町の一部、西大手町の一部、片原町の一部、西町、東菱屋町、肥後町、東町の一部、聚楽町、土橋町、城通町、北尼崎町、柵形町の一部、南尼崎町、東堺町、久米町、大宮町、丹波橋町の一部、東大文字町、鍛冶屋町、東大黒町、海老屋町、西大黒町、聚楽町一丁目、大津町、問屋町、松屋町、川東町の一部、成町、西堺町、西大文字町の一部、帯屋町、革屋町、過書町の一部、恵美酒町の一部、聚楽町二丁目、西尼崎町、柵屋町の一部、清水町の一部、東朱雀町、等安町、黒茶屋町、榎町、白銀町、西朱雀町、樽屋町、雁金町、上神泉苑町、下神泉苑町、越前町の一部、菱屋町の一部、鳥羽町、加賀屋町、景勝町の一部、舞台町の一部、菊屋町、下鳥羽芹川町、深草泓ノ壺町の一部、深草善導寺町の一部、竹田狩賀町の一部及び横大路三栖大黒町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年11月5日から平成25年11月19日まで（ただし、土曜日及び日曜日

は除く。)

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに(必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効)、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課)、ファックス(075-222-3472)若しくは電子メール(tokeika@city.kyoto.jp)によって提出してください。

7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)